(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額（法第37条の11の６第６項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項の規定により控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を控除した金額）

ロ　「還付税額」の欄には、その年における法第37条の11の６第７項の規定により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に還付すべき所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、法第37条の11の６第６項の規定によりその年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を記載すること。

２　この計算書を「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等」の字句を抹消し、次のように記載すること。

(1)　「平成　　年（　　月）分」の空欄には、法第37条の14の２第５項第１号に規定する未成年者口座（以下「未成年者口座」という。）につき同条第６項に規定する契約不履行等事由（以下２において「契約不履行等事由」という。）が生じた日の属する年及び月を記載すること。

(2)　「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ　「納付税額」の欄には、法第37条の14の２第８項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において法第37条の14の２第８項の規定により所得税を徴収すべき未成年者口座に係る同項第１号に掲げる金額から同項第２号に掲げる金額を控除した金額（３において「契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額」という。）の総額を記載すること。

ロ　「還付税額」の欄には、記載を要しない。

(3)　「配当等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ　「納付税額」の欄には、契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の９第１項の規定の適用がなかつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等（以下「未成年者口座内上場株式等の配当等」という。）について法第８条の３第３項（同条第２項第２号に係る部分に限る。）、第９条の２第２項又は第９条の３の２第１項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載すること。

(i)　「人員」の項には、実際人員を記載すること。

(ii)　「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第９条の９第１項の規定の適用がなかつたものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等の額（３において「契約不履行等事由に係る配当等の額」という。）の総額を記載すること。

ロ　「還付税額」の欄には、記載を要しない。

別表第七㈠の表の備考３を削り、同表の備考４中「又は」を「若しくは」に、「合計額を」を「合計額又は契約不履行等事由に係る譲渡所得等の金額の合計額又は契約不履行等事由に係る配当等の額の合計額を」に改め、同表の備考４を同表の備考３とし、同表の備考５を同表の備考４とする。

別表第七㈡の表を次のように改める。

別表第七㈡の表の備考１中「居住者又は国内に」を「居住者若しくは」に、「同じ。）又は」を「同じ。）若しくは」に、「第37条の14第15項」を「第37条の14第26項」に改め、「報告書」の次に「又は居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した未成年者口座（法第37条の14の２第５項第１号に規定する未成年者口座をいう。以下同じ。）においてされた未成年者口座内上場株式等（同条第１項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡若しくは未成年者口座内上場株式等の配当等（法第９条の９第１項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第37条の14の２第27項の報告書」に改め、同表の備考２中「の記載の要領は、次による」を「を非課税口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「未成年者口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること」に改め、同表の備考２㈢中「以下」の次に「２において」を、「非課税適用確認書」の次に「、同項第４号に規定する非課税管理勘定廃止通知書、同項第５号に規定する非課税口座廃止通知書」を加え、「もの」を「これらの書類」に改め、同表の備考２㈣中「上場株式等をいう。以下」の次に「２において」を加え、同表の備考２㈣ロ中「国内に」を削り、同表の備考２㈥イ㈠中「以下」の次に「２において」を加え、同表の備考２㈥㈡及び㈢中「という」の次に「。以下同じ」を加え、同表の備考２㈪を同表の備考２㈫とし、同表の備考２㈩中「という」の次に「。以下同じ」を加え、同表の備考２㈩を同表の備考２㈪とし、同表の備考２㈨中「第25条の13の４第４項」を「第25条の13の４第２項」に、「同条第１項」を「同項」に、「同条第３項」を「同条第１項」に改め、同表の備考２㈨を同表の備考２㈩とし、同表の備考２㈧ロ中「施行令第25条の13の４第１項」を「法第37条の14第17項」に改め、同表の備考２㈨を同表の備考２㈧とし、同表の備考２㈦を同表の備考２㈧とし、同表の備考２㈥の次に次のように加える。

㈦　「課税対象所得等の状況」の欄には、記載を要しない。

別表第七㈡の表の備考３を同表の備考５とし、同表の備考２の次に次のように加える。

３　この報告書を未成年者口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「非課税口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。

(1)　「住所（居所）」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。

(2)　「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。

(3)　「整理番号」の欄には、未成年者口座に非課税管理勘定（法第37条の14の２第５項第３号に規定する非課税管理勘定をいう。以下３において同じ。）を設ける際に提出を受けた同項第７号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第８号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号を記載すること。

(4)　「当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等」の欄には、当初取得等上場株式等（未成年者口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年中に当該未成年者口座に受け入れた法第37条の14の２第５項第２号ロ(1)(i)若しくは(ii)又はハ(1)に掲げる上場株式等をいう。以下３において同じ。）又は分割等上場株式等（同年以後に当該未成年者口座に受け入れた施行令第25条の13の８第17項において準用する施行令第25条の13第10項各号に掲げる上場株式等をいう。以下３において同じ。）について、当該受け入れた未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定（法第37条の14の２第５項第４号に規定する継続管理勘定をいう。以下３において同じ。）ごとの種類別及び銘柄別に、それぞれ次のように記載すること。

イ　「種類」の項には、株式、投資口、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権、非公社債等投資信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権のように記載すること。

ロ　「株数又は口数」の項には、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等の数又は口数（分割等上場株式等にあつては、当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る施行令第25条の13の８第17項において準用する施行令第25条の13第10項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等のうちその年分の非課税管理勘定に受け入れた数又は口数）を記載すること。